

日本生活体験学習学会役員選挙規定

第一章 総則

- 第1条 会則第8条に定める役員選出のため、本規定を定める。本会の役員を選出は、以下の各案の定めにしたがって行わなければならない。
- 第2条 役員選出に関する選挙の管理事務は、選挙管理委員会がこれを行う。

第二章 選挙管理委員会

- 第3条 選挙管理委員会の定数は、3名とする。
- 第4条 選挙管理委員会の委員は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。委嘱は、改選が行われる研究大会総会までに行わなければならない。
- 第5条 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により定める。
- 第6条 選挙管理委員の任期は、改選が行われる研究大会総会の間とする。
- 第7条 選挙管理委員会に関する運営内規は、必要により理事会で定めることができる。

第三章 選挙権及び被選挙権

- 第8条 選挙権及び被選挙権は、会則第7条により改選の年の研究大会総会までに前年度会費を納めている会員とする。
2. 会則第11条により、引き続き3期6年にわたって理事に就任した者は、被選挙権を有しない。
 3. 改選の行われる総会において、選挙管理委員会は、選挙権及び被選挙権を明らかにした有権者名簿を配布しなければならない。

第四章 役員を選出

- 第9条 会則第10条により、会長、副会長、事務局長の選出は、理事による互選とする。
- 第10条 理事（10名）及び会計監査（2名）は、総会において、会員の投票により選出する。選挙管理委員会は、選挙が終了後、総会において、その結果を速やかに報告しなければならない。
- 第11条 選挙は、理事、会計監査の順に行う。理事の投票は5名連記式で行い、上位10名を当選者とする。会計監査の投票は1名单記式で行う。同点者の生じた場合は、抽選によって決定する。
2. 欠員が生じた場合は、次点者を以って補い、その任期は前任者の残りの期間とする。欠員補充は、研究事務局が保管する選挙結果の記録に基づき、理事会の責任で行う。
- 第12条 理事、会計監査に欠員が生じた場合は、理事会の議を経て会長が速やかに選任し、会員に報告するものとする。

第五章 改正

- 第13条 会則第24条により、本規定の改正は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(附則) 本規定は、2000（平成12）年3月18日より施行する。

(附則) 当分の間、第8条2項は適用しない。本規定は、2003年3月2日より施行する。